

議第130号

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正前の漁業法」に、「」第85条第6項」を「」（以下この号において「30年旧漁業法」という。）第85条第6項」に、「同法第111条」を「漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）による改正前の漁業法第111条」に、「同法第132条において準用する同法」を「30年旧漁業法第132条において準用する30年旧漁業法」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

議第130号
滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案